

「FOODEX JAPAN 2020」 和歌山県ブースへの出展事業者の追加募集について

和歌山県では、農水産物や加工食品の販路開拓のため、「FOODEX JAPAN 2020（第45回国際食品・飲料展）」に和歌山県ブースを出展します。FOODEX JAPANは、幕張メッセ（千葉市）で開催されるアジア最大規模を誇る食品・飲料専門の国際展示会です。

和歌山県が出展するブースの中で、出展事業者の方々に商品等を展示していただきますので、個別に出展する場合に比べて展示面積はやや狭くなりますが、相乗効果により来場者が多くなる点が期待されます。また、県が装飾等の費用を負担しますので、各出展事業者様は経費を抑えて出展することができます。

この度、6月7日に募集を締め切りましたが、予定の出展事業者に達していないことから、下記のとおり追加募集を行います。

記

1 FOODEX JAPAN 2020（第45回国際食品・飲料展）

(1) 日 時：令和2年3月10日（火）～13日（金）
10:00～17:00（最終日は16:30まで）

(2) 場 所：幕張メッセ
千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1

(3) 主 催 者：一般社団法人日本能率協会、一般社団法人日本ホテル協会、一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人国際観光日本レストラン協会、公益社団法人国際観光施設協会

(4) 過去の概要：2019年実績 出展者数 3,316社（4,554小間）、来場者数 80,426名
※ FOODEX JAPANの詳細については、下記公式ホームページをご覧ください。

(URL) <http://www.jma.or.jp/foodex/index.html>

2 出展事業者の条件

和歌山県産食品を製造販売する県内事業者等のうち、以下の条件すべてを満たす事業者等を対象とします。

- (1) 商品の販路拡大に意欲的であること。
- (2) 出展期間中、商談担当者が出展ブースに常駐して商談活動を行うこと。
- (3) 出展期間中、裁判等で紛争中の商品又は表示は使用しないこと。
- (4) 共同出展のため、展示位置により集客には差異が発生することを了承すること。
- (5) 出展に関連した講習会への出席やヒアリングに対応すること。
- (6) 出展負担金を期限までに納付できる資金を有すること。また、これまでに和歌山県が企画、出展した展示会等の出展負担金を遅滞なく納付している者。
- (7) 和歌山県税に未納がない者。
- (8) 民事再生、会社更生、特別清算、破産等の各申立がない場合。

3 追加募集事業者数 2事業者（0.5小間：1事業者、トライアル：1事業者）

※追加募集に係る応募事業者数が募集事業者数を上回った場合は、食品流通課職員による抽選により決定し、結果については、メールにて事業者あて連絡いたします。（抽選にはご参加いただけませんのでご了承ください。）

4 募集内容

(1) 0.5小間コース

幅90cm×奥行60cm×高さ90cm程度の展示台1台を基本とする出展ブース。

募集事業者数：1事業者

(2) トライアルコース

幅90cm×奥行60cm×高さ90cm程度の展示台1台を基本とする出展ブース。

4日間の開催期間のうち、3月12日及び13日の2日みの出展となります。

以下の条件をすべて満たす者を対象とします。

- ① FOODEX JAPAN 和歌山県ブースに初めて出展する事業者であること。
- ② 出展前日（後半出展の事業者については出展前日の17:00以降）に搬入ができ

ること。

募集事業者数：1事業者

※すべてのコースにおいて、県ブース内の小間配置はこちらで指定させていただきます。

(参考) 1小間コース ※1次募集にて、募集予定コマ数に達しました。
幅 180 cm × 奥行き 60 cm × 高さ 90 cm 程度の展示台 1 台を基本とする出展ブース。

5 出展負担金（消費税込み）

(1) 0.5小間コース

出展回数	初回	2回目	3～5回目	6～10回目	11回目～
出展負担金	85,000円	110,000円	135,000円	150,000円	176,000円

(2) トライアルコース 40,000円

※0.5小間コースについては、和歌山県ブースへの出展回数により出展負担金が異なりますのでご注意願います。

※一旦納入された負担金は、出展を取りやめた場合及び取り消された場合においても原則返金しませんので、あらかじめご了承ください。

※その他、各小間の装飾を行う場合の装飾費用、試食に要する費用、各小間で使用する電気・水道・ガス等の工事・使用料金・各種設備レンタル料金等は、出展者の負担となります。

※県ブース全体の基本装飾費用は県が負担します。

※指定期日までに出展負担金をお支払いいただけない場合、出展を取消させていただきます。

※補助金、助成金を使用した出展ができない場合がありますので、使用される場合はあらかじめ、補助金、助成金の担当窓口にお問い合わせください。

6 申込方法

別紙出展申込書に必要事項を記入押印の上、下記申込先にご提出ください。

FAXやメールでの提出は受理しませんのでご注意ください。

※出展申込の受領後において、出展条件に反する内容等が判明した場合は、出展を取消させていただきます。

申込先	市町村名	住所	電話番号
食品流通課	和歌山市	〒640-8585	073 (441) 2815
海草振興局農業水産振興課	海南市、紀美野町	和歌山市小松原通一丁目1番地	073 (441) 3382
那賀振興局農業水産振興課	紀の川市、岩出市	〒649-6223 岩出市高塚 209	0736 (61) 0025
伊都振興局農業水産振興課	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号	0736 (33) 4930
有田振興局農業水産振興課	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737 (64) 1273
日高振興局農業水産振興課	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町	〒644-0011 御坊市湯川町財部 651	0738 (24) 2926
西牟婁振興局農業水産振興課	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739 (22) 1443
東牟婁振興局農業水産振興課	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号	0735 (29) 2011

※事業所の所在地を所管する振興局農業水産振興課（和歌山市は食品流通課）にご提出ください。

7 申込期限

令和元年6月28日(金)必着

8 お問い合わせ先

和歌山県農林水産部食品流通課 販売促進班 (担当：田村)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL：073-441-2815(直通) FAX：073-432-4161

Eメール：tamura_k0025@pref.wakayama.lg.jp